

❀リフォーム支援事業補助金交付申請チェックリスト ※事前相談が必要です。

☐交付申請書

☐工事内容等記入様式

☐改修する住居に居住する(予定を含む)世帯全員の直近の住民票の写し

(市民課、コンビニにて発行)

※世帯主、続柄等省略していないもの

※改修後に同居する際は工事完了後、再度住民票を提出

☐滞納のない証明書(原本) (税務課にて発行)

☐世帯全員(満18歳未満に達する日以後の最初の3月末日までの間にある者を除く)の直近の年間所得総額がわかる証明書(原本) (税務課、コンビニにて発行)

※子育て支援型、高齢者バリアフリー型の改修工事の場合のみ

☐住宅の所有者がわかる証明書の写し(登記簿謄本(法務局にて発行)、建築確認申請書等)

☐改修工事を行う住宅の周辺の見取図

☐改修工事の内容を示す平面図及びその他の図面

(三世代同居支援型の場合、改修前後の平面図を提出)

☐改修工事の内訳書(見積書)

※補助対象工事のみの見積書

☐工事対象箇所の着工前写真

☐住宅の建築年を証する書類(昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で子育て支援型・高齢者バリアフリー型の場合、耐震アドバイザーを受ける必要がある)

☐耐震性の有無を証する書類(昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅に対して三世代同居支援型の改修工事を行う場合に限る。)

☐委任状(本人以外が申請する場合に限る)

☐所有者の承諾書(所有者以外が申請する場合に限る)

☐その他市長が必要と認める書類(出産予定の場合、母子健康手帳の写し)

◇施工者は日田市に本店を有する法人である ◇補助対象の工事費が30万円以上である